

プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意!!

～「購入したカードに記載された番号を教える」は危ない!～

プリペイドカードは、最近広く販売されるようになり、使いすぎを防ぎたい場合や音楽・ゲーム等のダウンロードコンテンツを購入する場合等、様々な場面で利用できる決済手段として発展しています。しかし、全国の消費生活センターにはこのプリペイドカードを不正に取得しようとする「詐欺業者」とのトラブルが複数寄せられるようになりました。

最近寄せられるトラブルをみると、「業者に料金を請求され、その支払手段としてサーバ型プリペイドカードの購入を指示され、要求されるままにカードに記載された番号等（複数桁の数字や文字）を伝えてしまった。だまされたと思うので返してほしい」といった相談のように、プリペイドカードの購入を指示する手口が出てきています¹。プリペイドカードは様々なところで広く販売されていることから、詐欺業者がこのような手口でプリペイドカードを消費者からだまし取るトラブルの拡大が懸念されます。

普段、プリペイドカードを利用しない消費者にとって、カードそのものを相手に渡していないので安心してしまいがちですが、購入した金額（価値）を発行会社のサーバ型で管理する「サーバ型」プリペイドカードの場合、カードに記載された番号等を相手に伝えることは、購入した価値を相手に全て渡したことと同じです。後になって架空請求等によりだまされたことに気づいても、いったん相手に渡した価値を取り戻すことは非常に困難です。

そこで、本トラブル拡大防止の観点から、最新の相談事例をまとめ、消費者に注意を呼びかけます。あわせて、本件については、当センターにおいて 2015 年 3 月 26 日から 5 月末日までを「プリカ詐欺撲滅強化期間」として設定し、一般社団法人日本資金決済業協会とも連携して啓発を行うこととします。

図 1 プリペイドカードの販売イメージ

1. サーバ型プリペイドカードとは

プリペイドカードには大きく分けて 2 つの種類があります。1 つは、プリペイドカードの価値が券面に記載されているものや、カードに埋め込まれた磁気、IC チップに直接記録されているもの（商品券や磁気カード、IC カードなど）、2 つ目は、プリペイドカードの



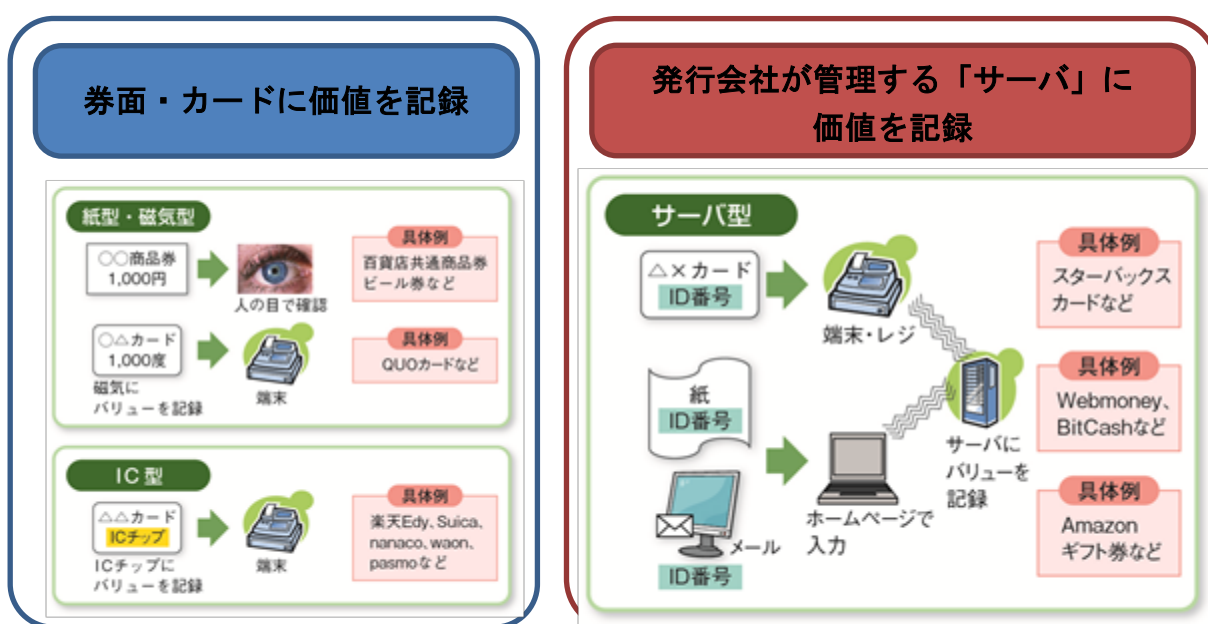
¹業者が事前に注文したプリペイドカードの代金を消費者に支払わせる事例が多発しましたが、関係各所における自主的な取り組み等により、この手口は急激に減少しました。報道発表資料『カード、電子マネー…等で支払ってトラブルになっていませんか?—キャッシュレス決済を悪用する業者にご用心!—』(2014 年 11 月 18 日) 参照。

価値がカード自体ではなくプリペイドカード発行会社の管理するサーバに記録される、いわゆる「サーバ型」と呼ばれるものです。

「サーバ型」のプリペイドカードの場合、物理的なカードが発行されるとは限らず、カードに記載された番号等をインターネット上で入力して使用できるものがあります。これら「サーバ型」プリペイドカードは、コンビニエンスストア(以下、コンビニ)や量販店等、様々なところで広く販売されています。

さらに、国際ブランド²のロゴがついていてより多くのお店で利用できるプリペイドカードもあります。また、自分で購入して使用するだけでなく、プレゼントしたい相手のメールアドレスに簡単に送ることができる電子ギフト券もみられます。

図2. プリペイドカードの種類



2. 相談事例

【事例1】有料サイトの料金を支払うためプリペイドカードの番号をファクスした

スマートフォンに有料サイトの料金を請求するメールが届いたので心配になり、メールを送ってきた業者に電話をした。すると業者から「約50万円の未納料金がある。今日中に払わないと裁判にする」と言われて怖くなった。そこで、業者に言われたとおりにコンビニの端末で数千円のプリペイドカードを約70枚、約50万円分買い、番号が分かるようにして業者にファクスしてしまった。支払う必要があったのだろうか。だまされたと思う。返金してほしい。

(受付年月：2015年1月 契約当事者：20歳代、男性、無職、北海道)

【事例2】アダルトサイトの料金を支払うためプリペイドカードの写真を撮ってメールで送った

先日、以前利用した無料のアダルトサイトに似た名前の業者から、突然携帯電話に「アダルト

²VISA、MasterCard、JCB等、世界で決済システムを提供している会社のこと。

サイト未納」というメールが届いた。驚いてメールに書いてあった番号に電話をしたら、弁護士と称する人が電話に出て「代金約 30 万円を支払うように」と言われ、その人に指示されるまま、コンビニへ行き、店頭で販売されていた数千円のプリペイドカードを約 30 万円分買い、携帯電話でその写真を撮ってメールで送った。一度支払ったにもかかわらず、同じ弁護士から「示談金が必要だ」と次々と支払いを求められ、裁判になったら困ると思って、要求されるたびに、あちこちのコンビニでプリペイドカードを買って、その写真を撮ってメールで送った。支払ったのは約 200 枚のプリペイドカード、総額約 200 万円となった。すると今度は今までとは違う弁護士から連絡があり、「自分が代わりに交渉することになった。一時的なもので、後で返金するので更に示談金を支払ってほしい」と言われ、消費者金融からも借金して、同様の方法で約 100 万円を支払った。だまされたと気づいたので、返金してほしい。

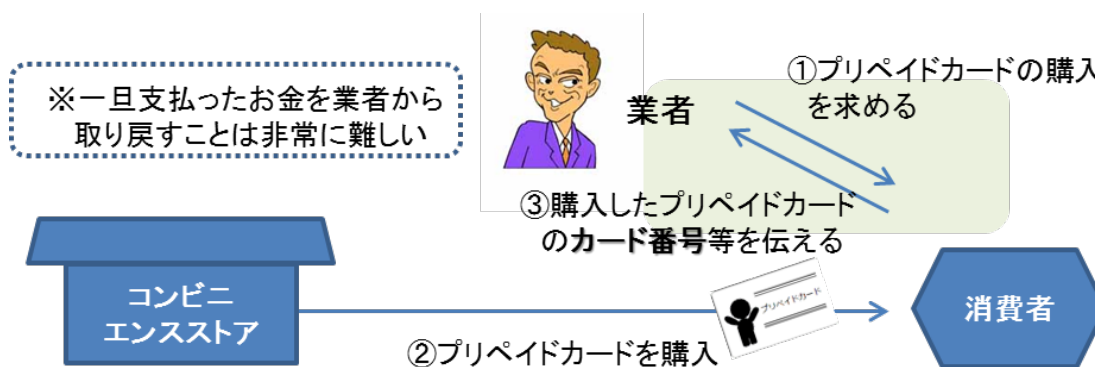
(受付年月：2015 年 1 月 契約当事者：40 歳代、男性、給与生活者、福岡県)

【事例 3】アダルトサイトの料金を支払うためプリペイドカードの番号を電話で伝えた

パソコンで無料のアダルト動画サイトの画像をクリックし、年齢を入力してクリックした。すると突然「入会完了」と 10 万円の料金を請求する画面が出た。サイトへ「入会するつもりはなかった」ので電話をしたところ、「本当は 16 万円のところを 10 万円にしているので、退会するなら 10 万円を払ってほしい」と言われた。仕方なく支払うことにして、サイトの指示にしたがってコンビニへ行き、店頭で販売されていた数万円のプリペイドカードを 5 枚購入した。購入したらサイトへ電話をかけるように言われていたので電話をかけて、プリペイドカードの発行番号を 5 通り伝えた。支払ってしまった分についてはあきらめるが、今後何か起きないか心配だ。

(受付年月：2014 年 12 月 契約当事者：50 歳代、男性、給与生活者、千葉県)

図 3. 事例 1～3 の概要



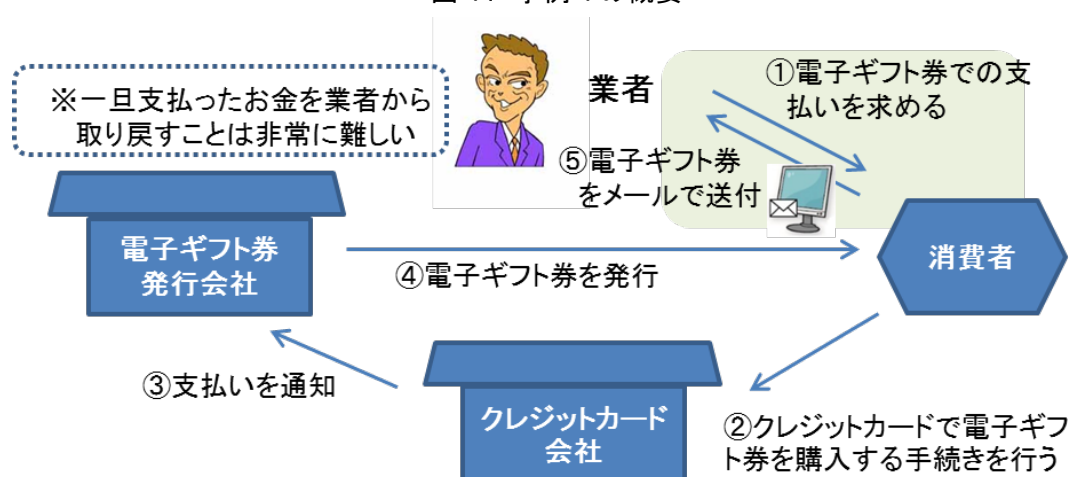
【事例 4】エステを受けるために買った化粧品の料金を支払うために電子ギフト券をメールで業者に送付した

一昨年、友人に紹介されたエステ店で「1 年間無料でエステができる話がある」と言われた。「無料でエステを受けるためには 40 万円の化粧品一式の契約をすることが必要だが、その費用はエステ店が毎月引き落とし日に合わせて口座に入金するので、実質無料」という説明を受け、化粧品一式の契約書にサインをした。支払いのため、業者の指示どおり、クレジットカードを作成

し、通販サイトで電子ギフト券 40 万円分を購入し、業者のメールアドレスに送付した。業者から口座への入金が一回もないまま、連絡が取れなくなってしまい、業者に指示されてリボルビング払いにした電子ギフト券の代金を自分で支払っている。忙しくエステは受けていない。化粧品一式は後日自宅に届けると言われたが届かなかった。だまされたので支払った代金を返金してほしい。

(契約当事者：20 歳代、女性、給与生活者、関東地方)

図 4. 事例 4 の概要



3. 相談事例からみるトラブルの特徴

(1) プリペイドカードの特性が詐欺業者に利用されている (事例 1～4)

業者は、金融機関の口座を持っていなかったり、審査が通らずクレジットカード会社やプリペイドカード会社の加盟店になれない等、詐欺業者である可能性が高いと考えられます。プリペイドカードを取得しようとする背景として、消費者からの入手が簡単であること、悪用しても所在地や連絡先が特定されにくいことのほか、インターネット上においてプリペイドカードを高い換金率で買い取る業者が存在していることが考えられます。

コンビニや量販店等では色々な種類のサーバ型プリペイドカードが販売されていることから、詐欺業者がこのようなカードを消費者に購入させ、そのカードに記載された番号等をメールやファクスなどの方法で伝えさせる手口により、消費者からその価値をだまし取るトラブルの拡大が懸念されます。

(2) 被害回復が困難である (事例 1～4)

プリペイドカードの購入を指示した業者とは、トラブル発生後に連絡が取れなくなることが多いため、業者と直接交渉して返金を求めることは困難となります。

また、詐欺業者は消費者からプリペイドカードに記載されている番号等を聞く等して価値を取得した後、すぐに使ってしまう。そのため、消費者がだまされたことに気づいた時には価値が残っていないことがほとんどで、被害回復が困難です。

(3) 今後、クレジットやローンの利用に影響することも考えられる

事例4のように、手元に現金がない消費者が「自身のクレジットカードを使ってプリペイドカード（電子ギフト券）を購入するよう指示された」などの場合には、クレジットカード会社から請求を受けても支払うことができないという事例もみられます。クレジットの支払状況は情報としてクレジットやローンの審査の参考にされますので、クレジットカードの支払いを滞納していると、今後、クレジットやローンの契約をする際に影響が出ることも考えられます。

4. 消費者へのアドバイス

(1) 覚えのない請求等に簡単に返信したり連絡しない

詐欺業者からのメールなどに返信したり、電話をかけることは自分のメールアドレスや電話番号等の個人情報を教えてしまうことにつながりますので、まったく覚えのない請求等に簡単に反応しないことが求められます。

(2) 他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号等を伝えたりしない

業者がプリペイドカードや電子ギフト券を購入するよう指示する場合、その業者は詐欺業者である可能性が高く、消費者がプリペイドカードの価値をだまし取られたことに気づいても、被害回復が大変困難となります。

業者から指示されても、プリペイドカードを購入したり、そのカード番号等を伝えたりすることは、プリペイドカード自体を業者に譲ってしまうのと同じことなので、絶対に行わないようにしましょう。

(3) プリペイドカード番号等を伝えてトラブルとなった場合には、早急にプリペイドカードの発行会社に連絡する

トラブルに気づいた場合には、プリペイドカードを購入したことを証明するレシート等を手元に用意した上で、早急にプリペイドカード発行会社に連絡をしてください。

詐欺業者は、消費者からプリペイドカード番号等を聞く等して価値を取得した後、すぐに使ってしまうため、プリペイドカードの発行会社が確認した時には、すでに価値がなくなっていることがほとんどです。しかし、プリペイドカードの発行会社への連絡が早ければ、詐欺業者が使ってしまう前に使用を停止することが可能な場合もあります。

ただし、使用の停止ができたとしても、一律に返金を求められるものではありませんが、プリペイドカードの発行会社によっては何らかの助言を得られる場合があります³。また、さらなる消費者被害を未然に防止するためにも詐欺業者へのお金の流れを止めることが重要となります。

(4) 不安に思ったりトラブルにあった場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談する

近年、商品等の売買に係る決済サービスは多様化しており、消費者は、多くの支払手段の中か

³資金決済法第20条において、発行の業務を廃止した場合等には払戻しを義務付けるとともに、その他の場合については原則として払戻しを禁止している。ただし、「払戻金額が少額である場合、その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合」に限り、前払式支払手段発行者の判断において、払戻しを行うこともできるとしている。

ら、支払方法を選択できるようになりました。このような状況の中、決済に関する消費者トラブルにも様々なタイプのものが登場してきています。不安に思うことやトラブルが生じた場合には、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

5. 情報提供先

- ・ 消費者庁消費者政策課
- ・ 内閣府消費者委員会事務局
- ・ 警察庁生活経済対策管理官
- ・ 金融庁監督局総務課金融会社室
- ・ 経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課
- ・ 一般社団法人日本資金決済業協会
- ・ 一般社団法人日本クレジット協会
- ・ 日本クレジットカード協会